

第7部 災害時協定書

1 自治体相互応援協定

協定1-(1) 道東六市防災協定

道東六市防災協定

釧路市、帶広市、北見市、網走市、紋別市及び根室市（以下「提携都市」という。）は防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における防災に関して、提携都市が相互に協力することにより、災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被害者の救護を図り、もって提携都市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の相互応援）

第2条 提携都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携都市が加入する「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携都市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (2) 救護及び救助活動に必要な車輌等の提供又はあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療、並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- (4) 救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童・生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があつた事項

（応援要請手続き）

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車輌、資機材の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学校及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

（派遣職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号から第3号、第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。

(2) 第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡がとれない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災都市の要請が無くとも明らかに、応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資、機材を想定し自主的に出動するものとする。

2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定によるものとする。

(連絡担当部局)

第8条 提携都市は、この規定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成12年3月31日までとする。但し、期間満了日の1ヵ月前までにいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を自動的に更新し、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めない事項については、提携都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書6通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成8年5月21日

釧路市長 鰐淵俊之
帯広市長 高橋幹夫
北見市長 小山健一
網走市長 安藤哲郎
紋別市長 金田 武
根室市長 大矢快治

協定1-(2) 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村をいう。以下同じ。）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るために、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

資料編第7部 協定1-(2) 災害時における北海道及び市町村相互応援協定

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合は、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ
北海道市長会
北海道市長会長 上野 晃
北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知地方	空知支庁管内の市町	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

協定1-(3) 日本水道協会道東地区協議会災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会道東地区協議会（以下「地区」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため、地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

(代表都市の設置)

第3条 地区管内の各会員を釧路総合振興局及び根室振興局管内、十勝総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 前項の代表都市を釧路総合振興局及び根室振興局管内は釧路市、十勝総合振興局管内は帯広市、オホーツク総合振興局管内は北見市とする。

(相互応援のための平常準備)

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し区長に通知しなければならない。

2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

(応援要請の手順)

第5条 応援要請の手順は、次の各号とする。

- (1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。
- (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、区長都市へ応援を要請する。
- (3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

(応援要請内容)

第6条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣

類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関する必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年第51回支部総会決定）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この協定は、令和2年6月25日から施行する。

この協定の成立を証するため本書43通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年6月25日

公益社団法人日本水道協会
道東地区協議会区長

釧路市長	蝦名	大	也
根室市長	石垣	雅	敏
釧路町長	小松	茂	夫
白糠町長	棚野	孝	靖
厚岸町長	若狭	哲	雄
弟子屈町	徳永	哲	博
浜中町長	松本	吉	彦
標茶町長	佐藤	吉	

中標津町長	西	村	穠	三
羅臼町長	湊	屋	稔	瑛
別海町長	曾	根	興	行
標津町長	金	澤	正	市
鶴居村長	大	石	正	寿
十勝総合振興局管内代表都市				
帯広市長	米	沢	則	

十勝中部広域水道企業団	寿	次	男	雄利旭
企業長	米	雄	利旭	優義丸夫
音更町長	小	利	旭	一人貢猛彦
清水町長	阿	優	義丸夫	
士幌町長	小	義	丸夫	
新得町長	浜	丸	夫	
芽室町長	手	貢	猛彦	
広尾町長	村	猛	彦	
幕別町長	飯	彦		
池田町長	勝			
本別町長	高			
足寄町長	渡			
大樹町長	酒			
上士幌町長	竹			
更別村長	西			
中札内村長	森			

オホーツク総合振興局管内代表都市	孝	一	司	一
北見市長	辻	直	隆	春志
網走市長	水	洋	一	寿廣
紋別市長	宮	良	春	一
美幌町長	平	浩	志	藏
津別町長	佐	多	廣	美
斜里町長	馬	修	一	
遠軽町長	佐	弘	春	
訓子府町長	菊	一	志	
小清水町長	久	昭	寿	
興部町長	裕	栄	一	
湧別町長	石	友	藏	
滝上町長	長	正		
雄武町長	石			
置戸町長	深			

協定1-(4) 災害時友好都市相互応援協定（山形県天童市）

災害時における友好都市相互応援に関する協定書

網走市と天童市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合に、相互の応援を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資等の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 応急処置及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定による応援要請は、まず電話又はファクシミリ等によって行い、災害の沈静後速やかに文書による応援要請を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

(損害補償)

第5条 第3条の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動に従事したため損害を受けた場合の補償は、原則として応援市側が行うものとする。

2 前項の職員が当該応援活動に従事したため、第三者（被災者を含む。）に損害を与えた場合は、被災市側がその責任と負担により対処するものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年10月1日

網走市長 大場 倭
天童市長 遠藤 登

協定1-(5) 災害時友好都市相互応援協定（神奈川県厚木市）

災害時における友好都市相互応援に関する協定書

厚木市と網走市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合に、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) その他特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 災害が発生した場合に応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する被災した児童及び生徒の人数及び期間
- (5) その他必要な事項

(自主的応援)

第4条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。
- 3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費及び前条第1項の自主的応援に要する経費 応援を行う市
- (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市
- 2 応援をした市は、応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

(損害補償)

第6条 第3条の規定による応援要請により派遣された職員が、応急対策及び復旧等の応援活動に従事したため損害を受けた場合の補償は、原則として応援をした市が行うものとする

- 2 前項の職員が当該応援活動に従事したため、第三者（被災者を含む。）に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任と負担により対処するものとする。

資料編第5部 協定1-(5) 災害時友好都市応援協定（神奈川県厚木市）

(情報の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第8条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年2月10日

厚木市長 小林常良

網走市長 大場脩

協定1-(6) 災害時における相互応援に関する協定書（沖縄県糸満市）

災害時における相互応援に関する協定書

糸満市と網走市は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生した場合、相互の応援を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災した児童及び生徒の小中学校への一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続)

第3条 災害が発生した場合に応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、速やかに文書による応援要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする食糧、飲料水、生活必需物資及び資機材の品名等、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、人数、場所及び期間
- (4) 小中学校への一時的な受入れを希望する人数及び期間
- (5) その他応援を必要とする事項等

(応援の実施)

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

(自主的応援)

第5条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援することができるものとする。

2 前項の規定による応援は、第2条第1号から第3号までに規定するもののうち、応援しようとする市が必要と認めるものとする。

3 第1項の規定による自主的応援を開始した後に、第3条の応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市
 - (2) 応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市
 - (3) 前条第1項に規定する自主的応援に要した経費の負担は、別途協議して定める。
- 2 応援を行った市は、応援を受けた市が負担すべき経費を支弁する暇がなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合は、当該経費を一時的に立て替えて支弁するものとする。

資料編第5部 協定1-(6) 災害時における相互応援に関する協定書（沖縄県糸満市）

(損害補償)

第7条 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が、応急対策及び復旧等の応援活動中に損害を受けた場合は、原則として応援を行った市が補償するものとする。

2 派遣職員が当該応援活動中、第三者（被災者を含む。）に損害を与えた場合は、応援を受けた市がその責任において対処するものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(連絡主管課)

第9条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡主管課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に係る疑義が生じたときは、必要に応じて両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市
糸満市長 當銘真栄

北海道網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一

2 北海道が締結した協定が市町村も締結したとみなす協定

協定2-(1) ホーマック株式会社との災害時における物資の供給等防災に関する協定

北海道（以下「甲」という。）とホーマック株式会社（以下「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係社員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙で調達可能な物資の供給
- (2) 営業の早期再開
- (3) 災害時支援ステーション～乙からの提供情報など把握した災害情報を来店者等に対して提供（災害情報掲示板の設置等）、帰宅途上者の一時立寄支援所（トイレ、災害情報の提供、道路案内等）、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報を甲に対して提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係社員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報を来店者及び甲に対して提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練に積極的に参加及び自社防災訓練の充実強化
- (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）以下「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力を実施することができる。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

資料編 第7部 資料2-(1) ホーマック㈱との災害時における物資供給等協定

第7条 この協定の有効期間は平成24年2月末日までとし、有効期開満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。
(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月23日

甲 北海道
北海道知事 高橋はるみ
乙 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
ホーマック株式会社
代表取締役社長 石黒靖規

災害時における物資の供給等防災に関する協定実施細目

(目的)

第1条 北海道（以下「甲」という。）とホーマック株式会社（以下「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下「協定」という。）第2条第1の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対応本部を含む。）（以下「本部等」という。）を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(物資の品目)

第3条 甲が乙に供給要請する品目は、「災害時資機材等物資一覧（別紙1）」のとおりとし、乙において調達できるものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておぐものとし、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引き渡しは、原則として乙が所有する店舗等など、乙が指定する場所において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合においては、乙の同意のもと甲の指定する場所に輸送するものとする。

(物資の受領)

第7条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する費用については、乙が輸送した場合、原則、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 前項により供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

3 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条第1項及び第2項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局危機対策課長、乙に、あっては総務部総務課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月23日

甲	北海道 北海道知事 高橋はるみ
乙	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号 ホーマック株式会社 代表取締役社長 石黒靖規

資料編 第7部 資料2-(1) ホーマック(株)との災害時における物資供給等協定

別紙 1

災害時資機材等物資一覽

NO.	資機材名	NO.	資機材名
1	携帯ラジオ	14	軍手
2	折りたたみ椅子	15	つるはし
3	折りたたみ机	16	バケツ
4	ベニヤボード	17	ヘルメット
5	毛布	18	レインコート
6	ブルーシート	19	ハンマー
7	ダンボール	20	ドライバーセット
8	自転車	21	脚立
9	各種事務用品	22	タオルケット
10	ロープ	23	懐中電灯
11	一輪車	24	湯茶セット
12	スコップ	25	その他、甲が指定した物資
13	革手袋		

別紙2

平成 年 月 日

災害時における物資の供給要請書

ホーマック株式会社代表 様

北海道知事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	備考
引渡し希望場所			
納品希望日時			
受領担当部署			
担当者職氏名	職名		氏名
連絡先	電話		FAX

要請担当部署	北海道総務部危機対策局危機対策課		
担当者職氏名	職名	氏名	
連絡先	電話	011-204-5008	FAX 011-231-4314

3 国の行政機関との協定

協定3-(1) 北海道財務局との災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- 1 法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害
- 3 乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの（被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- 1 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- 2 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- 3 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- 4 り災證明書申請受付及び発行に関する事務
- 5 り災建物判定にかかる現地調査補助
- 6 その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

- 2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があつたものとみなす。

（費用負担）

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

資料編 第7部 協定3-(1) 北海道財務局との応援協定

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

丁 北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海町村会長

協定3-(2) 北海道財務局北見出張所との災害時における津波避難ビルとしての使用に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と北海道財務局北見出張所（以下「乙」という。）とは、津波時における津波避難ビルとしての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、網走市域内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、津波浸水予測区域内の地域住民等や逃げ遅れた人が、地震等によって発生する津波から身体を守るために、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、緊急的・一時的に高所に緊急避難・退避するための津波避難ビルとして、乙の所有する施設の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

施設名称	財務局宿舎 501	財務局宿舎 502	財務局宿舎 503	財務局宿舎 504
所在地	網走市緑町 3-4号	網走市緑町 3-5号	網走市緑町 3-6号	網走市緑町 3-7号
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建	鉄筋コンクリート造 5階建	鉄筋コンクリート造 5階建	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成4年	平成5年	平成9年	平成13年
耐震診断の評価 (新耐震設計基準 施行前の建物のみ)	—	—	—	—
外階段等の有無	なし	なし	なし	なし
夜間・休日の体制	施錠なし	施錠なし	施錠なし	施錠なし

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を津波避難ビルの一時避難場所として使用するものとする。

施設名称	財務局宿舎 501	財務局宿舎 502	財務局宿舎 503	財務局宿舎 504
一時避難場所 (一時避難場所の面積)	踊り場・階段 (44m ²)	踊り場・階段 (44m ²)	踊り場・階段・共有廊下 (199m ²)	踊り場・階段 (62m ²)
収容人数	44人	44人	199人	62人
入口	1階入口	1階入口	1階入口	1階入口

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

（使用期間）

第6条 津波避難ビルの使用期間は、津波警報及び大津波警報が発表されたときから警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は甲が必要と認めるときから甲が必要でなくなったと認めるときまでとする。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

（施設・物品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、自然災害による破損はこれに含まれないものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(原状回復義務)

第10条 甲は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第11条 甲はこの協定により、使用施設の市民から見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、広報紙及び市ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲は、使用を終了したときは、第3条の使用施設を協定締結前の原状に回復し、乙へ返還するものとする。

3 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月29日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市長 水谷洋一
乙 北見市青葉町6-8
北海道財務局北見出張所
所長 廣瀬晴彦

4 生活物資供給協定

協定4-(1) 網走市と生活協同組合コープさっぽろとの包括的連携に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）は、両者の連携・協働により、誰もが健康で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、住民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安全・安心の確保及び活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協働して取り組むものとする。

- (1) 高齢者等の買物弱者支援に関するこ
- (2) 高齢者等の見守りに関するこ
- (3) 介護予防に関するこ
- (4) 災害時の支援に関するこ
- (5) 子育て支援に関するこ
- (6) 環境活動に関するこ
- (7) 未来を担う子どもの育成に関するこ
- (8) 産業振興に関するこ
- (9) その他、地域の活性化・住民サービス向上に関するこ

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施内容については、甲乙協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携・協働事項等の検討及び実施により知った相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していた情報に該当する場合
- (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知または公用であった場合
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めに帰すべき事由によることなく公知または公用となつた場合
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報に該当する場合
- (5) 相手方から開示を受けた後に、開示された事項とは関係なく、独自に開発、知得した情報に該当する場合
- (6) 裁判所からの命令、その他法令、規則等に基づき秘密情報の開示が義務付けられる場合

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し書面により特段の申し出を行わない場合、本協定の有効期間は、期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第7条 本協定の締結により、平成18年3月6日締結の「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書」及び、平成24年11月21日締結の「網走市における独居高齢者等生活状況確認に係る協定書」を破棄することとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月9日

甲 網走市
網走市長 水谷 洋一

乙 生活協同組合コーポさっぽろ
理事長 大見 英明

協定4-(2) 北海道コカ・コーラボトリング株式会社との災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定

北海道コカ・コーラボトリング株式会社との災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定
網走市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）
は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下、「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
網走市（代表）	0152-44-6111
（休日・夜間）	0152-44-6111

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
網走販売課（代表）	0152-48-2231
本社総務部（夜間・休日/衛生携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年10月26日

甲

網走市南6条東4丁目

網走市長

大場 健

乙

札幌市清田区清田一条一丁目2番1号

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 角野 中原

協定4-(3) 株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害が発生した場合等において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン-イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が調達可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）網走市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）網走市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が応援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請できる物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

ただし、甲の要請時点において、物流ラインの断絶又はセブン-イレブン店舗への商品供給を優先する必要性等により、乙が甲に物資を供給できない場合があることを勘案し、甲への物資供給の可否を乙が決定するものとする。

（1）食料品

（2）飲料品

（3）日用品

（4）その他甲が指定する物資

（調達物資の種類等）

第3条 甲は、必要に応じ、要請時点における供給可能物資の種類及び数量等を乙に照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第6条 この協定に基づき乙が供給した物資の代金、前条の規定により乙が物資の運搬を行った場合の掛かる費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における通常の価格を基礎とし、物資についてはセブン-イレブン店舗での店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、物資の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

（情報提供）

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対して防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン-イレブン店舗を通じ、来店者等に対して情報提供するよう努めるもものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第8条 甲は、住民の生活の安定を確保するため、乙に対してセブン-イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙2）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を供給する際の運搬車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両が緊急通行車両として通行できるよう、可能な範囲で支援を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による終了の申し出がないときは、満了日の翌日からさらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、終了したい日の1ヶ月前までに書面により相手方へ申し出ることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月5日

甲 北海道網走市南6条東4丁目1番地
網走市
網走市長 水谷洋一
乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

別紙1 (第4条関係)

物資発注書

年 月 日

株式会社セブン・イレブン・ジャパン 御中

網走市長

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」第4条に基づき、下記の通り要請します。

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する物資の種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬 入 先	所在地		
	名 称	電話	
	現地担当者名		
搬 入 希 望 日 時	年 月 日 時 分		
連 絡 担 当 者	電話		
備 考			

別表 (第4条関係)

分 類		品 目 名
食料品	主食・副食	パン類(食パン、菓子パン)、弁当、おにぎり、レトルト食品、缶詰、カップ麺、インスタント食品
飲料品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶
	その他	牛乳、ジュース類
生活物資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、生理用品、カイロ、乾電池、粘着テープ、軍手、ライター、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤、傘、雨具 等	

協定4-(4) 株式会社道東アークスとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と株式会社道東アークス（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市の区域内に地震、豪雨、豪雪、暴風、その他の異常な自然現象、大規模な火事、爆発、停電、その他の大規模な事故により生じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資供給の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「網走市災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において第5条各号に掲げる応急生活物資（以下「物資」という。）を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有又は製造する物資の供給及び運搬
- (2) 物資の仕入れ及び運搬

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で、物資の供給及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

2. 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるために連絡体制、連絡方法等について点検及び改善に努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 第3条の規定に基づき、甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第6条 第3条の要請は、原則として第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づき供給した物資の対価及び乙が実施した運搬等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する経費は、物資の供給及び運搬終了後に乙が提出する納品書等に基づき、災害時直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第9条 前条に規定する経費は、乙が物資の納入を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、請求後30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、連絡責任者を相手先に通知するとともに連絡責任者が変更となった場合も同様とする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締約締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

資料編 第7部 協定4-(4)㈱道東アークスとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定
この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月21日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一
乙 北見市御町3丁目3番地3
株式会社道東アークス
代表取締役社長 篠原肇

別紙（第5条の別表）

災害時における応急生活物資「供給想定品目」一覧

◇最優先供給品目（災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資）

品名	
・容器入り水	・容器入り飲料
・おにぎり、弁当、カップ麺	・パン（菓子パン・調理パン）
・果物（バナナ等）	・ロングライフ牛乳
・缶詰（開缶が簡単なイージーオープン缶）	

◇状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品名	品名
・レトルト食品（ごはん・おかず類）	・洗剤、石鹼
・緑茶、コーヒー、紅茶	・生理用品
・お米	・マスク
・電池	・ごみ袋
・カセット式ガスボンベ	
・紙コップ、紙皿、割り箸	（冬季間）
・ラップ、ホイル、ビニール袋	・使い捨てカイロ
・トイレットペーパー	
・ティッシュペーパー	
・濡れティッシュペーパー	

◇甲は、上記に規定する応急生活物資以外の物資（状況によって甲が特に必要と認めたもの）を、
その都度、指定できるものとする。

協定 4-(4) (株)道東アークスとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

災害時における応急生活物資供給に関する要請書

株式会社道東アーツ
代表取締役社長 様

網走市長

災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定書に基づき、下記のとおり応急生活物資の供給を要請します。

文書担当課	課	文書責任者	課長
電話番号	0152-44-6111(内線)	F A X	0152-43-5404
現場責任者	課	現場担当者	

貴社 記入欄	
-----------	--

資料編 第7部 協定4-(5) 北雄ラッキーとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定
協定4-(5) 北雄ラッキー株式会社との災害時における応急生活物資の協力に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と北雄ラッキー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市の区域内に地震、豪雨、豪雪、暴風、その他の異常な自然現象、大規模な火事、爆発、停電、その他の大規模な事故により生じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資供給の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「網走市災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において第5条各号に掲げる応急生活物資（以下「物資」という。）を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

(1) 乙が保有又は製造する物資の供給及び運搬

(2) 物資の仕入れ及び運搬

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で、物資の供給及び運搬に対する協力に積極的に努めるものとする。

2. 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるために連絡体制、連絡方法等について点検及び改善に努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 第3条の規定に基づき、甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第6条 第3条の要請は、原則として第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づき供給した物資の対価及び乙が実施した運搬等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する経費は、物資の供給及び運搬終了後に乙が提出する納品書等に基づき、災害時直前における適正な価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第9条 前条に規定する経費は、乙が物資の納入を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、請求後30日以内に乙に支払うものとする。

資料編 第7部 協定4-(59)北雄ラッキーとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定
(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、連絡責任者を相手先に通知するとともに連絡責任者が変更となった場合も同様とする。

(情報の提供等)

第12条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の品目、配布場所等の情報の提供に努めるものとし、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の輸送路の状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(生活物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに積極的に協力するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締約締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月5日

甲 網走市南6条東4丁目

網走市

網走市長 水谷洋一

乙 札幌市手稲区星置1条2丁目1番1

北雄ラッキー株式会社

代表取締役社長 桐生宇優

資料編 第7部 協定4-(59)北雄ラッキーとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定
別紙（第5条の別表） 災害時における応急生活物資「供給想定品目」一覧

◇最優先供給品目（災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資）

品名
・容器入り水
・容器入り飲料
・おにぎり、弁当、カップ麺
・パン（菓子パン・調理パン）
・缶詰（開缶が簡単なイージーオープン缶）
・果物（バナナ等）
・ロングライフ牛乳
・レトルト食品（ごはん・おかず類）
・お茶類、コーヒー、紅茶

◇状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品名	品名	
・炊き出し用具材（米、塩など）	・紙おむつ（幼児用、大人用）	
・電池	・タオル	
・カセット式ガスボンベ	・ポリバケツ	
・紙コップ、紙皿、割り箸	・下着類、雨具	
・ラップ、ホイル、ビニール袋	・寝具用品	
・トイレットペーパー	・洗面用品	
・ティッシュペーパー	（冬季間）	
・濡れティッシュペーパー	・使い捨てカイロ	
・洗剤、石鹼	・防寒服	
・生理用品	・除雪用具	
・マスク		
・ごみ袋		

◇甲は、上記に規定する応急生活物資以外の物資（状況によって甲が特に必要と認めたもの）を、その都度、指定できるものとする。

資料編 第7部 協定4-(59)株北雄ラッキーとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定
第1号様式(第6条関係)

年 月 日

災害時における応急生活物資供給に関する要請書

北雄ラッキー株式会社
代表取締役社長 様

網走市長

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり応急生活物資の供給を要請します。

文書担当課	課	文書責任者	課長
電話番号	0152-44-6111(内線)	F A X	0152-43-5404
現場責任者	課	現場担当者	

貴社 記入欄	
-----------	--

5 救急医療対策協定

協定5-(1) 網走市災害救急医療対策に関する協定書

網走市災害救急医療対策に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、網走市地域防災計画に基づく救急医療活動について、網走市（以下「甲」という。）と社団法人網走医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、網走市地域防災計画に基づき甲が行う救急医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護隊の派遣）

第2条 甲は、網走市地域防災計画に基づき救急医療活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、災害救護隊（以下「救護隊」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により中から要請を受けた場合は、直ちに救護隊を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（救護隊の業務）

第3条 救護隊は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において救急医療活動を行うことを原則とする。

2 救護隊の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急措置及び医療

(2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 被災者の死亡の確認及び死体の検索

（医療費）

第4条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第5条 中の要請に基づき、乙が救急医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護隊の編成及び派遣をする費用

(2) 救護隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護隊員が救急医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲・乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する

平成12年2月 1日

甲 網走市

網走市長 安藤 哲郎

乙 住所 網走市北4条西2丁目

社団法人網走医師会

会長 石川 昭雄

協定5-(2) 災害時における歯科医療救護活動に関する協定

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、網走市（以下「甲」という。）と社団法人北見歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、災害時に歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等における救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により救護班を派遣した場合、救護班の編成その他歯科医療救護計画について、甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第3条 救護班は、避難所又は甲が災害現場等に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び傷病が軽易な患者に対する歯科治療及び衛生指導
- (4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力

（救護班の指揮等）

第4条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第5条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関）

第6条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要したもの
- (5) 第1号に規定する費用の額は、北海道災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）第37条の規定を準用する。

資料編 第7部 協定5-(2) 災害時における歯科医療救護活動に関する協定

(6) 第3号に規定する扶助金の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に準ずるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年10月25日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市長 大場 僕
乙 北見市大通西5丁目10番2号
社団法人 北見歯科医師会
会長 金山 洋

協定5-(3) 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会北見ブロック（以下「乙」という。）は、災害時における柔道整復師の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣要請等）

第2条 甲は、柔道整復師による医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し柔道整復師で組織する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 甲は、乙に対して前項に規定する救護班の編成及び派遣を要請するときは、「災害時業務協力要請書」（別記第1号様式。以下この項において「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（救護班の業務）

第3条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）被災者に対する柔道整復（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範

囲）の施術

（2）被災者に対する柔道整復の施術に用いる衛生材料等の提供

（指揮命令等）

第4条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の補給等）

第5条 甲は、衛生材料等の補給、救護班の輸送、通信の確保等について、医療救護活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（施術料）

第6条 第3条第2項に規定する被災者に対する施術料は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 第3条第2項の衛生材料等の実費は、甲が負担するものとする。

（業務報告）

第8条 乙は、第3条の業務が完了したときは、甲に対して「災害時協力業務実施報告書」（別記第2号様式。以下「報告書」という。）により報告をするものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書に必要な書類を添付させることができる。

（損害の負担）

第9条 乙が実施した第3条の業務により生じた損害の負担は、甲乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第10条 乙が実施した第3条の業務に従事した乙の会員が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、医療救護活動の中で知り得た個人情報を漏らしてはならない。

資料編 第7部 協定5-(3) 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、連絡責任者を定めて相手方に通知するものとし、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲乙いづれからも書面による終了の申し出がないときは、満了日の翌日からさらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

甲 網走市南6条東4丁目

網走市

網走市長 水谷洋一

乙 紋別郡佐呂間町宮前町95番地2号

公益社団法人 北海道柔道整復師会

北見ブロック

会長 尾崎実

6 災害時における応急対策復旧等並び燃料供給に関する協力協定

協定6-(1) 網走建設クラブとの網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定書

網走市（以下「甲」という。）と網走建設クラブ（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害等」という。）における、市民の生命、身体および財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、網走市地域防災計画に基づき網走市が所管する公共土木施設・建築物の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 この協定に基づく協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築・共有
- (2) 協力実施体制の構築・共有
- (3) 資機材保有状況の報告
- (4) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- (5) 災害応急対策に係る業務対応
- (6) その他必要と認める事項

（報告等）

第3条 甲及び乙は、前条第1号及び第2号の規定に基づき、それぞれの災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。乙の会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）についても同様とする。

2 乙は、前条第3号の規定に基づく会員等の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前2項の報告等は、この協定締結後は直ちに、第9条の規定に基づく更新後は毎年4月末までに行うものとする。ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1号から第3号までに掲げるものについて、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、その都度乙又は会員等に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

2 甲は、災害時に第2条第4号から第6号までに掲げるものについて、早急に協力が必要と判断した場合は、その都度乙又は会員等に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（会員等に対する通知）

第5条 乙は、甲から前条の規定に基づく協力要請があった場合には、直ちに、会員等に対しその旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に掲げる業務を会員等に実施させることとした場合には、網走市が別に定める関係規則等に基づき、会員等と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の協定等の関係）

第7条 甲と乙又は会員等がすでに締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙がすでに締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成20年3月31日までの期間とし、甲乙いずれかも申し出がない限り1年間協定を自動的に更新し、以降についても同様とする。

（細目協定）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

資料編 第7部 協定6-(1) 網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定書
(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市建設部長、乙においては網走市建設クラブ事務局長とする。なお、連絡責任者が不在の場合は、他の者が代理で行う。
(その他)

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するために本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年12月10日

甲 網走市
網走市長 大場脩
乙 網走市南3条西3丁目
網走建設クラブ
会長 丸田孝一

資料編 第7部 協定6-(2) 網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定書
協定6-(2) 網走市測量設計技術協会との網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定書

網走市（以下「甲」という。）と網走市測量設計技術協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害等」という。）における、市民の生命、身体および財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、網走市地域防災計画に基づき網走市が所管する公共土木施設・建築物の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 この協定に基づく協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築・共有
- (2) 協力実施体制の構築・共有
- (3) 資機材保有状況の報告
- (4) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- (5) 災害応急対策に係る業務対応
- (6) その他必要と認める事項

（報告等）

第3条 甲及び乙は、前条第1号及び第2号の規定に基づき、それぞれの災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。乙の会員（以下「会員」という。）についても同様とする。

2 乙は、前条第3号の規定に基づく会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。

3 前2項の報告等は、この協定締結後は直ちに、第9条の規定に基づく更新後は毎年4月末までに行うものとする。ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1号から第3号までに掲げるものについて、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、その都度乙又は会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

2 甲は、災害時に第2条第4号から第6号までに掲げるものについて、早急に協力が必要と判断した場合は、その都度乙又は会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（会員等に対する通知）

第5条 乙は、甲から前条の規定に基づく協力要請があった場合には、直ちに、会員に対しその旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に掲げる業務を会員に実施させることとした場合には、網走市が別に定める関係規則等に基づき、会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の協定等の関係）

第7条 甲と乙又は会員がすでに締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙がすでに締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成20年3月31日までの期間とし、甲乙いずれかも申し出がない限り1年間協定を自動的に更新し、以降についても同様とする。

（細目協定）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

資料編 第7部 協定6-(2) 網走市所管公共土木施設・建築物における災害時の協力体制に関する実施協定書
(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市建設部長、乙においては網走市測量設計技術協会事務局長とする。なお、連絡責任者が不在の場合は、他の者が代理で行う。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するために本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年12月10日

甲 網走市

網走市長 大 場 健

乙 網走市南3条西3丁目

網走市測量設計技術協会

会長 香島勇一

資料編 第7部 資料6-(3) 災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
協定 6-(3) 災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス

災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、網走市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPGガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPGガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPGガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPGガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する網走市災害対策本部会議、網走市国民保護対策本部会議又は網走市緊急対処事態対策本部会議等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正、な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPGガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

資料編 第7部 資料6-③ 災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年10月6日

甲 網走市南6条東4丁目

網走市

市長 大場 優

乙 北見市中ノ島町1丁目2番22号

北海道エルピーガス災害対策協議会

災害対策現地本部長 中島 正志

協定 6-(4) 一般社団法人北海道電気保安協会との災害時協力協定書**災害時協力協定書**

網走市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、網走市において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、網走市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、および、発生するおそれがある場合で、甲及び乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

(応急対策活動の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

(協力要請)

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載し他文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は河野負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(指定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から 1 年間を延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 27 日

甲 網走市南 6 条東 4 丁目

網走市長 水谷洋一

乙 札幌市西区発寒 6 条 12 丁目 6 番 11 号

一般財団法人北海道電気保安協会

理事長 菅 伸之

協定 6-(5) 北見地方石油業協同組合との災害時における石油燃料等の供給等に関する協定書**災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書**

網走市（以下「甲」という。）と北見地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が必要とする燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先供給
 - (3) 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
 - (4) 災害時等における、帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一時休憩所としての乙等の給油所等の提供、水道水及びトイレの提供
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、可能な限り支援を実施するものとする。

ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請によらず支援を実施するよう乙の組合員に指導するものとする。

(報告手続)

第3条 乙等は、第1条第1項の協力を行った場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとし、併せて「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙等から前条に定める費用の請求があったときは、速やかに支払うものとする。ただし、やむを得ない事情によりその支払いが遅延するときは、甲と乙等で協議のうえ支払時期を決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務を実施するに当たり損害が生じた場合、その負担については、甲と乙等が協議のうえ定めるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料の供給能力を十分發揮できるよう、北海道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するも

資料編 第7部 協定6-⑤ 災害時における石油燃料等の供給等に関する協定書

のとする。

平成24年10月4日

- 甲 網走市南6条東4丁目
網走市長 水谷洋一
- 乙 北見市北1条東3丁目2-2
北見地方石油業協同組合
理事長 石崎猛雄

協定 6-(6) 北海道建設機械レンタル協会北見地区部会との災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と北海道建設機械レンタル協会北見地区部会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策物資の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、網走市の区域内に風水害、地震又は大規模な事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策業務に対し、乙の積極的協力により、市民生活の早期安定を図るため、応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時において第5条各号に掲げる物資を必要とするときに、乙に対して要請する業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 乙が保有する物資の供給及び運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

(要請の方法)

第3条 甲による要請は、災害時における応急対策物資供給の協力要請書（第1号様式、以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、当該要請書により要請することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による要請において、止むを得ない事情により甲が乙に連絡が取れない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができる。

(物資の範囲)

第5条 第2条の規定に基づき、甲が乙に要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) トイレ
- (2) 発電機
- (3) 照明機器
- (4) 暖房機器
- (5) 排水用ポンプ等
- (6) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

(物資の引渡)

第6条 物資の受渡しは、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣する。

(報告の方法)

第7条 乙は、第3条又は第4条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時における応急対策物資供給の要請業務実施報告書（第2号様式、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、当該報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日当該報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請を受け、乙が供給した物資の対価及び運搬等の経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第9条 前条の経費の請求は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定する。

(経費の支払)

第10条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、内容を確認のうえ、代金を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な搬送等の協力が図られるように乙の組織の広域応援体制及び情報受理体制の整備に努めるものとする。

(地区部会員名簿の提出)

第12条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の地区部会員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年7月11日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一

乙

北海道建設機械レンタル協会
北見地区部会長 辻卓也

7 福祉避難所協定

災害時要援護者避難施設(協定締結施設)

この一覧の施設は、災害時に要援護者(一般避難所での避難生活が困難な障がい者や高齢者の方)の受け入れをするための福祉避難所として市内の福祉施設と協定を結んでいる施設です。

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	担当課	
大曲レインボーハイツ	網走市大曲2丁目21-5	43-0155	社会福祉課	
向陽ヶ丘レインボーハイツ	網走市向陽ヶ丘2丁目1-7	43-6051		
ふれあい館	網走市大曲2丁目88-1	43-2011		
いせの里 老人保健施設	網走市字潮見192	43-7100		
いせの里 ケアハウス				
あるかさる	網走市桂町4丁目7-1	61-6163		
すろーらいふ台町	網走市台町2丁目7-4	61-6131		
森の灯 ケアハウス	網走市つくしヶ丘3丁目9-1	67-7891		
森の灯 グループホーム				
ファミールみどり	網走市緑町1番10-6	44-6282		
ニチイケアセンター網走	網走市潮見1丁目358-1	61-1631		
サンライズヨピト	網走市字呼人722	48-3037		
北海道網走養護学校	網走市字呼人149番2	48-2137		

協定7-(1) 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書

災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難施設としての使用に関し、網走市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。
(目的)

第1条 この協定は、網走市内に地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、甲が乙に対し、要援護者の避難施設として乙の運営する社会福祉施設の使用の協力を要請することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害発生時において特に支援を要する者をいう。

(1) 介護保険の要介護認定者

(2) 障がい者

(3) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、あらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を特段の事由がない限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1)

(施設使用の期間)

第5条 この協定において避難施設として使用する期間は、災害発生時、又は、発生する恐れがあると判断し、避難したときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときは甲乙協議の上、その期間を定めるものとする。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する時は、あらかじめ電話等で確認のうえ、施設での避難生活が必要であると判断した要援護者について、緊急を要する場合を除き、次に掲げる事項を明らかにした災害時要援護者受入要請書（様式第1号）で行うものとする。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) その他必要な事項

(要援護者に対する支援)

第7条 乙は、甲の要請により、避難した要援護者に対し次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

(1) 自力で避難施設に避難できない要援護者の自施設への移送

(2) 避難施設に避難した要援護者の日常生活上の支援

(3) 避難施設に避難した要援護者への食事の提供

(4) 避難施設に避難した要援護者への毛布・寝具等の提供

(5) 避難期間及び要援護者の身体状況に応じての入浴の支援

資料編 第7部 協定7-(1) 災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設を使用することに関する協定
(受入れ可能人員等)

第8条 本協定において、乙の施設の受入れ可能人員及び前条に掲げる乙の要援護者への支援体制については別表1のとおりとし、変更のあるときは、甲乙協議するものとする。

(物資等の調達)

第9条 甲は、要援護者に係る毛布・寝具及び食料等の必要な物資について、乙において不足が生じる場合にあっては、その調達に努めるものとする。

(報告等)

第10条 乙は、甲の要請した受け入れを完了したときは、次に掲げる事項を明らかにした要援護者受入完了報告書(様式第2号)で行うものとする。

(1) 要援護者の住所、氏名、入所日、退所日等

(2) その他必要な事項

(経費の負担)

第11条 要援護者の受け入れに要した経費については、甲が乙に一人当たり1日5,000円を支払うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑惑が生じたときは、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　網走市南6条東4丁目
網走市長　水谷洋一

乙

資料編 第7部 協定7-(1) 災害時要援護者の避難施設としての民間社会福祉施設を使用することに関する協定
別表1(第8条関係)

乙の受け入れ可能人員及び支援体制

支 援 事 項	支 援 内 容	備 考
受入可能人数		
食事の提供		
寝具の提供		
看護職員の配置		
要援護者の送迎		

年 月 日

様

網走市長

災害時要援護者受入要請書

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設(又は特別支援学校施設)を使用することに関する協定書に基づき、貴施設の避難所としての使用と下記の要援護者の受入を要請します。

担当部 担当班	部 班	連絡責任者 職・氏名	電話番号
			FAX

受入を要請する要援護者等の氏名、住所、生年月日、心身の状況等				連絡先	その他
氏名	住所	生年月日	心身の状況		

年 月 日

網走市長

様

住所
氏名

災害時要援護者受入完了報告書

災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設(又は特別支援学校施設)を使用することに関する協定書に基づき、施設の避難所としての使用と下記の要援護者の受入が完了しましたので報告します。

施設名	連絡責任者 職・氏名	電話番号	FAX

受入れた要援護者等の氏名、住所、生年月日、退所日等

氏名	住所	生年月日	入所日	退所日	連絡先	その他

8 避難所・一時避難所に関する協定

協定8-(1) 災害時における(有)網走原生牧場観光センターと網走市との協力に関する協定

(有) 網走原生牧場観光センター（以下「甲」という。）と網走市（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市内（藻琴地区）で地震の発生、または津波災害が予想される場合、甲が第3条に掲げる事項の協力をを行い、災害対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第222号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲は、網走市内（藻琴地区）に災害が発生した場合又は予想される場合に、乙の要請に基づいて、次に掲げる事項について協力をを行うものとする。なお、前条に定める災害以外の災害についても、乙の要請があれば、可能な限り協力するものとする。

（1）避難場所の提供（屋内・屋外を含む）

（2）炊出しを中心とした非常食の提供

（市民への周知）

第4条 乙は、この協定に基づく協力内容を市民へ周知することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては櫻岡哲夫、乙においては網走市企画総務部長とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年11月13日

甲 網走市字藻琴225番地

(有)網走原生牧場観光センター

代表取締役社長 櫻岡 哲夫

乙 網走市

市長 大場脩

協定8-(2) 災害時におけるやすらぎの宿「B&Bあばしり」と網走市との協力に関する協定

やすらぎの宿「B&Bあばしり」(以下「甲」という。)と網走市(以下「乙」という。)は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、網走市内(桂町地区)で地震の発生、または津波災害が予想される場合、甲が第3条に掲げる事項の協力をを行い、災害対応を円滑に遂行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

第3条 甲は、網走市内(桂町地区)に災害が発生した場合又は予想される場合に、乙の要請に基づいて、次に掲げる事項について協力をを行うものとする。なお、前条に定める災害以外の災害についても、乙の要請があれば、可能な限り協力するものとする。

(1)避難場所の提供(屋内・屋外を含む)

(2)炊出しを中心とした非常食の提供

(費用の負担)

第4条 乙の要請に基づき、甲を使用した場合に要する費用は、乙が負担するものとする。

(除雪対応)

第5条 冬季間において、甲を避難所等とする場合、乙が除雪対応を行うものとする。

(市民への周知)

第6条 乙は、この協定に基づく協力内容を市民へ周知することができる。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては浅木省二、乙においては網走市企画総務部長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月11日

甲 網走市桂町4丁目7番2号
やすらぎの宿「B&Bあばしり」
代表 浅木省二

乙 網走市
市長 大場脩

協定8-(3) 災害時における株式会社ベルコ網走ベルコ会館と網走市との協力に関する協定

株式会社ベルコ網走ベルコ会館（以下「甲」という。）と網走市（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲が第3条に掲げる事項の協力をを行い、災害対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲は、網走市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、乙の要請に基づいて、次に掲げる事項について協力をを行うものとする。なお、前条に定める災害以外の災害についても、乙の要請があれば、可能な限り協力するものとする。

（1）避難場所の提供（屋内・屋外を含む）

（2）炊出しを中心とした非常食の提供

（費用の負担）

第4条 乙の要請に基づき、甲を使用した場合に要する費用は、乙が負担するものとする。

（除雪対応）

第5条 冬季間において、甲を避難所等とする場合、必要に応じて乙が除雪対応を行うものとする。

（市民への周知）

第6条 乙は、この協定に基づく協力内容を市民へ周知することができる。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走ベルコ会館館長、乙においては網走市企画総務部長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 網走市台町2丁目1番12号
株式会社ベルコ網走ベルコ会館
館長 石川利秀

乙 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 大場脩

協定8-(4) 災害発生時における第31営農集団と網走市の協力に関する協定

第31営農集団利用組合（以下「甲」という。）と網走市（以下「乙」という。）は、災害発生時における避難施設に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

第2条 網走市実豊地区及びその周辺地区において、災害が発生した場合又は災害が予想される場合、甲は、甲が所有し管理する次の施設（以下「甲の施設」という。）を避難施設として乙に提供するものとする。

網走市字実豊512番地7 第31営農集団利用組合農作業管理休養施設

第3条 前条において、甲の施設が避難施設として乙に提供されている間の管理は甲が行うものとする。

2 前項の間における甲の施設の維持経費については、乙が負担するものとする。

3 前項の場合の経費の負担方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第4条 甲の施設を避難施設として使用する場合の決定は、甲、乙いずれかが行うこととする。

2 前項の場合において、甲の判断により避難施設として使用することとしたとき、甲はできる限り速やかにその決定について乙に報告するものとする。

3 第1項の場合において、乙の判断により避難施設として使用することとしたときは、乙は速やかに甲と協議するものとする。

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲において第31営農集団利用組合長とし、乙においては網走市企画総務部長とする。

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

甲 第31営農集団利用組合
組合長 今瀧正徳

乙 網走市 市長 大場脩

協定8-(5) 平和区会との災害発生時における避難施設に関する協定

平和区会（以下「甲」という。）と網走市（以下「乙」という。）は、災害発生時における避難施設に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

第2条 網走市平和地区及びその周辺地区において、災害が発生した場合又は災害が予想される場合、甲は、甲が所有し管理する次の施設（以下「甲の施設」という。）を避難施設として乙に提供するものとする。

網走市字平和16番地37 平和会館

第3条 前条において、甲の施設が避難施設として乙に提供されている間の管理は甲が行うものとする。

2 前項の間における甲の施設の維持経費については、乙が負担するものとする。

3 前項の場合の経費の負担方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第4条 甲の施設を避難施設として使用する場合の決定は、甲、乙いずれかが行うこととする。

2 前項の場合において、甲の判断により避難施設として使用することとしたとき、甲はできる限り速やかにその決定について乙に報告するものとする。

3 第1項の場合において、乙の判断により避難施設として使用することとしたときは、乙は速やかに甲と協議するものとする。

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲において平和区長とし、乙においては網走市企画総務部長とする。

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

甲 平和区会 区長 上田 薫
乙 網走市 市長 水谷洋一

協定8-(6) 桜岡哲夫氏との津波災害時における避難路の使用及び整備等に関する協定書

津波による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、地域住民の安全確保のための高台への避難通路について、桜岡哲夫（以下「甲」という。）と網走市（以下「乙」という。）は、甲が所有する土地への津波避難路としての使用及び整備等に関する協定書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、乙の地域において津波が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が所有する土地を地域住民等が高台へ避難するための津波避難路として使用すること、及び甲が所有する土地の津波避難路としての整備等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象土地）

第2条 津波避難路として使用及び整備する土地は、次の地番のうち藻琴神社参道として使用されている土地（以下「藻琴神社参道」という。）とする。

網走市字藻琴 206-6 の一部
網走市字藻琴 206-9 の一部

（整備及び管理等）

第3条 甲は、乙が前条に掲げる藻琴神社参道に津波防災対策のための整備を行う場合には、次のとおり協力するものとする。

- (1) 津波避難に必要な手摺り等設備の設置
- (2) 設備設置に係る土地使用料の免除
- (3) その他津波避難路として必要な整備

2 乙は、前項第1号により乙が設置した設備等が破損した場合には、補修等を行わなければならない。

3 乙は、第1項第1号及び第3号により、整備を行おうとするときは、あらかじめ甲に対して整備内容等を説明しなければならない。

（避難時の事故等に係る責任）

第4条 甲は、藻琴神社参道を使用して地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（承継）

第5条 甲は、所有地のうち藻琴神社参道として使用している土地を第三者に譲渡しようとするときは、乙に通知するとともに甲は譲渡人にこの協定を承継させるものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、藻琴神社参道が津波避難路として使用することがなくなった場合において、甲から設備の撤去等の原状回復を求められたときは、撤去に係る費用を負担するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月19日

甲 網走市
網走市長 水谷洋一 印
乙 網走市字藻琴206番地
農事組合法人網走原生牧場生産組合
櫻岡哲夫 印

協定8-(7) 天都の郷ホテル本陣網走湖災害発生時における避難者の受入れ等の協力に関する協定

網走市（以下「甲」という。）とブリーズベイオペレーション6号株式会社 天都の郷ホテル本陣網走湖（以下「乙」という。）は、災害発生時における市民等の緊急避難に対応するため、施設の一時使用等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、網走市内で地震や津波などで災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等避難者を受入れ等の協力について必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 乙は、甲の要請に基づき、次の掲げる事項について協力をを行うものとする。

(1) 緊急避難場所としての次に掲げる施設（駐車場を含む。）の使用

なお、甲が使用を要請できる期間は、乙が施設の営業をしている毎年5月から10までの6か月の範囲内とする。ただし、乙の同意が得られた場合は、この限りでない。

施設名称	天都の郷 ホテル本陣網走湖
所在地	網走市大曲34番地
所有者	ブリーズベイオペレーション6号株式会社
構造年	鉄筋鉄骨コンクリート造9階建
建築年	昭和48年2月23日

(2) 甲が避難者に炊き出しの提供を行う場合の調理場及び調理器具等の提供

2 第1項第1号に規定する施設の使用について、その方法及び範囲等は、乙の指示に従うものとする。

3 第1項第2号に規定する調理場等の提供について、その方法及び範囲等は、乙の指示に従うものとする。

4 緊急の場合で甲が要請する時間的余裕がないときにおいて、市民等の要請があれば、第1項の規定にかかわらず、乙の判断により施設を使用させることができる。なお、乙の判断により施設を使用させたときは、速やかに甲に通知しなければならない。

5 乙は、第1条に定める災害のほか、大規模な事故等により甲から要請があった場合には、可能な限り協力するものとする。

(費用負担等)

第3条 甲の協力要請に基づき、乙が要した費用については、次により甲が負担するものとする。なお、第2条第4項により乙の判断で施設を使用させた場合も同様とする。

(1) 第2条第1項第1号に係る費用 使用した室料（消費税及びサービス料含む。）

(2) 第2条第1項第2号に係る費用 使用した水道、電気、ガス等の光熱水費

2 乙の施設が緊急避難場所として使用された場合に生じた施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第4条 乙の施設に市民等が避難した際に発生した事故については、乙はその責任を負わない。

(除雪対応)

第5条 冬期間において乙の施設を緊急避難場所として使用する場合は、必要に応じて甲が除雪対応を行うものとする。

(市民等への周知)

第6条 甲は、この協定に基づく協力内容を市民等へ周知するものとする。

2 甲は、標識等により緊急避難場所としての周知に努めることについて、乙はこれに協力する。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市企画総務部長、乙においてはホテル本陣網走湖業務部長とする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定する。

資料編 第7部 協定8-(7) 災害発生時における避難者の受け入れ等の協力に関する協定

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年10月11日

甲 住 所 網走市南6条東4丁目
網走市
氏 名 網走市長 水谷洋一 印

乙 住 所 網走市字大曲34番地
ブリーズベイオペレーション6号株式会社
天都の郷 ホテル本陣網走湖
氏 名 代表取締役社長 津田則忠 印

協定8-(8) 土屋工業株式会社との災害時における避難地等の使用に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と土屋工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力要請に基づく支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市の区域内で災害が発生した場合に、乙の所有する敷地の一部を避難者の避難地又は甲の指定避難所の駐車場（以下「避難地等」という。）として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）地震災害
- （2）風水害
- （3）津波注意報、津波警報、大津波警報が発令されたとき
- （4）前3号に準じる災害等
- （5）政府より激甚災害に指定された災害

（避難施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設を避難地等として指定し、その旨を市民等に公表するものとする。

名 称 土屋工業株式会社 資材置き場の一部
位 置 網走市向陽ヶ丘4丁目68-1

（協力要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、前条で掲げる資材置き場の一部を避難地等として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、避難地等として一時使用せるものとする。

3 甲は、乙の自衛消防活動及び、事業運営を阻害しない範囲内において使用する。

（使用期間）

第5条 第3条に掲げる施設を避難地として一時使用する期間は、前条による協力要請を行ったときから、概ね一週間とし、乙の判断によって決定するものとする。

（情報収集）

第6条 甲は、当該避難地等を使用した場合、できる限りその情報収集に努めるものとするが、場合によつては、乙の協力を得るものとする。

（訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が当該避難地等を甲に使用させたことに関し損害が生じた場合は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が復旧に要する費用を負担するものとし、乙は、復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

（変更及び廃止）

第9条 乙は、当該避難地等の名称若しくは位置を変更し、又は閉鎖時等、避難地等としての使用ができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難地等の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難地等の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

（有効期限）

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別に定める。

資料編 第7部 協定8-(8) 災害時における避難地等の使用に関する協定

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年1月23日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一 印

乙 網走市北5条西7丁目14番地
土屋工業株式会社
取締役社長 土屋善治郎 印

協定8-(9) 環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所との災害時における避難場所の施設利用に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、網走市の区域内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、乙の所有する施設の一部を避難者の指定緊急避難場所として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）」とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第49条の4により、災害種別毎に指定する避難場所をいう。

(避難場所)

第3条 甲は、次に掲げる施設を避難場所として指定し、その旨を市民等に公表するものとする。なお、災害種別以外の災害については、甲の要請に基づき、協議のうえその取扱いについて決定するものとする。

対象施設（以下、「避難施設」という。）	①濤沸湖水鳥・湿地センター駐車場 ②濤沸湖水鳥・湿地センター（レクチャー室、ボランティア室）
所在地	網走市字北浜203番地3地先
避難種別	指定緊急避難場所
災害種別	土砂・地震・大規模火災
その他	①収容人数 約175人 【3.5m ² /人で換算】 ②収容人数 約27人 【3.5m ² /人で換算】

(避難施設の開設及び通知等)

第4条 甲は、災害時において避難施設として開設する必要が生じた場合は、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知し、避難施設へ速やかに職員を派遣し対応させるものとする。なお、開設にあたっては、別途、国有財産法等に基づき、国有財産使用許可を受ける必要がある。

2. 避難施設の開設期間は、原則として第1項の通知の日から避難勧告等の発令が解除される日までとする。ただし、避難者が近隣の指定避難所に避難し開設の必要がない場合はこの限りでない。

(費用負担)

第5条 避難施設の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項の費用のうち、電気、光熱水費に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用中の事故に対する責任)

第6条 避難者が故意または過失により、乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が責任を持つて乙に対して損害の賠償にあたる。

2. 避難時において、甲は避難者に対して施設利用の注意を徹底するものとする。

3. 避難施設として開設期間内に発生した事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市企画総務部長、乙においては釧路自然環境事務所野生生物企画官とする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

資料編 第7部 協定8-(9) 災害時における避難場所の施設利用に関する協定書

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年7月1日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一 印

乙 銚路市幸町10丁目3番地 銚路地方合同庁舎4階
環境省北海道地方環境事務所
銚路自然環境事務所長 田邊仁 印

協定8-(10) 株式会社三光との災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と、株式会社三光（以下「乙」という。）は、災害発生時における市民等の緊急避難に対応するため、施設の一時使用等について、次のとおり協定を締結する。（目的）

第1条 この協定書は、網走市の区域内に大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として市民等避難者を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲は、この協定に基づく協力内容を民間協力による一時避難所として、市民に周知するものとする。

2 甲は、標識等により緊急避難場所としての周知に努めることとし、乙はこれに協力する。

（使用施設および範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 使用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	株式会社三光（社屋）
施設所在地	網走市新町2丁目1番14号
所持者	株式会社三光
施設使用範囲	1階：執務室、打合せ室、役員室 2階：執務室、予備室、応接室、多目的会議室 合計収容人数：100名（社員20名、市民80名） (上記に接続する廊下・階段・化粧室を含む)

3 前項の使用施設範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、使用の対象とすることができる。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（一時避難所の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

（1）大規模な地震が起り、津波が発生すると想定される時や、河川氾濫や台風、集中豪雨等により浸水する地域が発生する場合等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合。

（2）その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

3 ただし、前項の規定によらず、緊急を要する事態が発生したと乙が判断し、一時避難所として開設を行った場合には、甲にその旨を報告するものとする。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担等）

第7条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた費用及び避難者の責めに帰なさい損害については、乙で処理するものとする。

（使用期間）

第8条 一時避難所の使用期間は、第5条の開設から災害に係る警報等が解除され、被害の恐れがなくなるまでとする。

（一時避難所の閉鎖）

第9条 第8条に基づき一時避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡し、

合わせて文書にて通知する。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市企画総務部長、乙においては管理本部長とする。

(避難時の事故等に対する責任)

第11条 避難者が故意または過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が責任を持って乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

2 乙の施設に市民等が避難した際に発生した事故に対する責任を乙は負わないものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、令和2年12月1日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日（3月31日）の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月16日

甲 住 所	網走市南6条東4丁目 網走市
氏 名	網走市長 水谷洋一 印
乙 住 所	網走市新町2丁目1番14号 株式会社 三光
氏 名	代表取締役 鴻巣直樹 印

協定8-(11) 株式会社網走北天の丘との災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と、株式会社網走北天の丘（以下「乙」という。）は、災害発生時における市民等の緊急避難に対応するため、施設の一時使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、網走市の区域内に大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難所として市民等避難者を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲は、この協定に基づく協力内容を民間協力による一時避難所として、市民に周知するものとする。

2 甲は、標識等により緊急避難場所としての周知に努めることとし、乙はこれに協力する。

（使用施設および範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 使用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	北天の丘あばしり湖 鶴雅リゾート
施設所在地	網走市呼人159番地
施設使用範囲	1階：ラウンジコーナー、宴会場3室 合計収納人数 120名 (上記に接続する廊下・化粧室を含む)

3 前項の使用施設範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、使用の対象とすることができる。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築により、当該建物の収納人数等に変更が生じた場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（一時避難所の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を一時避難所として開設するよう要請することができる。

（1）大規模な地震が起り、津波が発生すると想定される時や、河川氾濫や台風、集中豪雨等により浸水する地域が発生する場合等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合。

（2）その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

3 ただし、前項の規定によらず、緊急を要する事態が発生したと乙が判断し、一時避難所として開設を行った場合には、甲にその旨を報告するものとする。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担等）

第7条 当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を一時避難所として使用したことにより生じた費用及び避難者の責めに帰なさい損害については、乙で処理するものとする。

（使用期間）

第8条 一時避難所の使用期間は、第5条の開設から災害に係る警報等が解除され、被害の恐れがなくなるまでとする。

（一時避難所の閉鎖）

第9条 前条に基づき一時避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対しその旨を連絡し、合わせて文書にて通知する。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市企画総務部総務防災課参事、乙においては支配人とする。

資料編 第7部 協定8-(11) 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

(避難時の事故等に対する責任)

第11条 避難者が故意または過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が責任を持って乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

2 乙の施設に市民等が避難した際に発生した事故に対する責任を乙は負わないものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日（3月31日）の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月13日

甲 住 所 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水 谷 洋 一

乙 住 所 網走市呼人159番地
株式会社網走北天の丘
氏 名 代表取締役社長 大 西 雅 之

協定8-(12)網走ホテル旅館組合との災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合網走支部網走ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所（以下「宿泊施設」という。）を、被災者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対して乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請することができるものとする。

(1) 網走市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合

(2) その他甲が必要と認める場合

2 乙は、前項による要請を受けたときは、被災者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について、感染症対策に配慮しながら協力するものとする。

（被災者の範囲）

第2条 被災者等は、次のとおりとする。

(1) 高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）

(2) 要配慮者の家族

(3) その他、市が必要と認めた者

（要請の方法等）

第3条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（受入対象期間）

第4条 宿泊施設への受入対象期間は、乙の組合員が受入可能となった日から仮設住宅の整備や自宅に戻るなどで宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

（借上げ費用及び提供サービス）

第5条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）の金額は、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

2 前項に対する借上げ費用は、乙の組合員の請求に基づき甲が適正な請求を受けてから30日以内に乙の組合員に支払いを行う。

（取消料等損害賠償）

第6条 乙は甲からの要請後に取消が行われた場合であっても、甲に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては網走市企画総務部総務防災課参事、乙においては、支部長とする。

（有効期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日（3月31日）の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例により処理していくものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

資料編 第7部 協定8-(12) 災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定書

令和3年7月30日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一

乙 網走市北6条西7丁目¹
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合網走支部
網走ホテル旅館組合
理事長 佐々木英樹

9 輸送業務に関する協定

協定9-(1) 北見地区トラック協会との緊急時における輸送業務に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と一般社団法人北見地区トラック協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合（以下「緊急時」という。）における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務要請書（別紙1）により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲の輸送業務に協力させるものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（別紙2）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行ったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年 法律第83号）第111条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

（損害賠償及び紛争解決）

第5条 指定運送事業者は、物資の輸送業務中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第6条 物資の輸送業務中の従事者の責めに帰することができない理由により、該当従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定めることとし、甲においては網走市企画総務部長、乙においては一般社団法人北見地区トラック協会専務理事とする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又いざれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

資料編 第7部 資料9-(1)北見地区トラック協会との緊急時における輸送業務に関する協定

別紙1 (第1条関係)

第 号
年 月 日

緊急輸送業務要請書
一般社団法人 北見地区トラック協会 様

網走市長

「緊急時における輸送業務に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び輸送業務を要する理由

2 緊急輸送の要請内容

輸送年月日

輸送場所

要請台数

輸送品目

量

その他

3 物資の積込場所及び降ろし場所（具体的に）

4 その他

別紙2 (第3条関係)

第 号
年 月 日

緊急輸送業務実施報告書

網走市長 様

一般社団法人 北見地区トラック協会

「緊急時における輸送業務に関する協定」に基づき、緊急輸送業務を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 緊急輸送の実施内容

輸送年月日 (期間)

輸送場所 (区間)

使用台数

輸送品目

量

その他

輸送事業者

2 費用の概要 (請求書等を添付すること)

3 その他

協定9-(2) 網走ハイヤー株式会社との災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と株式会社網走ハイヤー（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、高齢者、障がい者、傷病者等の災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）及びその支援者を避難所から社会福祉施設、医療機関等の要配慮者施設（以下「福祉避難所等」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定める。

2 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害時要配慮者 災害発生等により自力で迅速に避難することが困難である人のうち、福祉避難所等への収容が必要と認められる人
- (2) 福祉避難所 甲が指定する要配慮者のための特別な配慮がなされた避難所

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有する車両による要配慮者等の輸送
- (2) その他要配慮者等の輸送に必要な業務

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲において協力に努めるものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（協力の報告）

第5条 乙は、第3条の規定により協力を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 避難輸送等に要した当該業務の従事者数
- (2) 輸送の回数及び輸送した人数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定めることとし、甲においては、網走市企画総務部総務防災課長、乙においては、株式会社網走ハイヤー取締役総務部長とする。なお、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、第5条の規定により乙から報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が輸送協力に要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払）

第8条 乙は災害が終息した時点で、甲に対し請求書により経費の支払を請求するものとし、甲は乙から請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故）

第9条 乙は、輸送協力の際に事故が発生した場合には、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害賠償及び紛争解決）

第10条 乙は、輸送協力の際に、乙の責に帰する理由により、甲及び輸送した要配慮者等及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

資料編 第7部 資料9-(2) 網走ハイヤー株式会社との災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定書

(災害補償)

第11条 乙は、輸送協力中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、乙が補償を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いづれからも書面により終了または改定の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一
乙 網走市新町2丁目22番地の2
株式会社網走ハイヤー
代表取締役社長 小澤友基隆

協定9-(3) 網走バス株式会社との災害時等におけるバス利用に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と網走バス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市内において、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が協力して、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること、又は一時的な避難施設としてバスを利用するこにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、被災者等の緊急輸送又は一時的な避難所としてバスを利用する必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請することができるものとする。

2 前項の規定により甲が乙に要請する業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被災者等（滞留者を含む）の輸送、保護
- (2) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送
- (3) ボランティア従事者の輸送
- (4) その他市が要請した車両による支援

（要請の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

（業務遂行への配慮）

第4条 甲は、乙が第3条の規定により業務を行う際には、災害対策に使用する車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 甲は、バスの運行に支障を来さないよう、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、車両でのバス先導又は誘導員の配置等による安全確保に努め、乙へ指示するものとする。

（要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急をする場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、第3条の規定により業務に従事した場合、速やかに当該業務の内容等について文書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定めることとし、甲においては、網走市企画総務部総務防災課長、乙においては、網走バス株式会社運行管理部長とする。なお、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、第6条の規定により乙から報告があった場合、自らの要請に相違ないことを確認の上、乙が業務に要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害時等直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払）

第9条 乙は災害が収束した時点で、甲に対し請求書により経費の支払を請求するものとし、甲は乙から請求があった場合、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故）

第10条 乙は、第3条の業務の実施に際して事故が発生した場合には、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償及び紛争解決)

第11条 乙は、第3条の業務を実施した際に、乙の責に帰する理由により、甲若しくは輸送した被災者等又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

(災害補償)

第12条 乙は、第3条の業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合、乙の使用者責任において災害補償を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面により終了または改定の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一

乙 網走市南2条西1丁目15番地
網走バス株式会社
代表取締役社長 小澤友基隆

協定9-(4) 網走市とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動に支障をきたさない範囲内で、連携して取組むよう努めるものとする。

（1）災害時における物資輸送・物資拠点に関すること

（2）高齢者支援・障がい者支援に関すること

（3）安全で安心な地域社会の実現に関すること

（4）地域の活性化に関すること

（5）前各号に掲げるもののほか甲及び乙の協議により定める事項

2 乙は、連携事項の一部を乙の関係会社（以下「関係会社」という。）に実施させることができるものとする。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取り組みの内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（経費の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った連携事項に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、業務を実施した時点において所轄行政庁に届けている運賃・料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求を受けたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定内容の変更）

第6条 甲及び乙のいずれか一方が本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間等）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間その効力を有するものとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から、1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、1ヶ月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面により通知することにより、本協定の全部又は一部を解約することができる。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して、職務上知り得た個人情報及び相手方の事業に関する秘密情報等について、本協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承認を得ずに、第三者に開示又は提供してはならない。

（規定外事項）

第9条 本協定に定めない事項又は本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

資料編 第7部 協定9-(4) 網走市とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々署名の上、各自1通を保有する。

令和3年7月29日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市長 水谷洋一

乙 北海道河西郡芽室町東芽室基線18-101
ヤマト運輸株式会社 道東主管支店
支店長 鈴木庸介

10 ボランティア活動に関する協定

協定10-(1)網走ライオンズクラブとの災害時におけるボランティア支援に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と網走ライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の網走市地域防災計画に基づき、甲が実施するボランティア活動の環境整備に対する乙の支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアへの飲食の提供
- (2) ボランティア活動のための資機材の提供
- (3) その他ボランティアの活動支援にかかること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応じるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、ボランティアに対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ、自主的に可能な範囲において、支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第5条 前条に規定する支援の実施に対して、乙が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、乙が負担する。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

（個人情報等の保護）

第7条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、連絡責任者を定めて相手方に通知するものとし、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の申し出がないときは、満了日の翌日からさらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月23日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市 網走市長 水谷洋 一
乙 網走市南3条西3丁目 産業会館3階
網走ライオンズクラブ会長 寺中賢武

協定10-(2) 災害時及び防火活動に関する協力協定書

網走市（以下「甲」という。）、社会福祉法人網走市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人網走青年会議所（以下「丙」という。）は、網走市内に自然災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲、乙及び丙が効率的かつ効果的に災害ボランティア活動の支援を行うとともに、平常時から連携・協力し、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡会議の開催）

第2条 甲、乙及び丙は、災害時において、この協定が円滑に運用されるよう、平常時に連絡会議を開催することができる。

2 前項に規定する連絡会議においては、次の各号に掲げる内容について協議する。

- (1) 災害時において、乙が運営する災害ボランティアセンターに関すること
- (2) 灾害ボランティア活動のバックアップ及び各種支援活動における役割分担
- (3) 灾害時における支援活動に資する情報収集、資源把握及び備蓄の推進
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（災害時における活動）

第3条 甲、乙及び丙は、災害時において次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 甲、乙及び丙各自のネットワークを活かした情報収集及び情報共有並びに各自のネットワークに向けた適切な情報提供
- (2) 前条に規定する連絡会議において協議し合意した内容

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する甲、乙及び丙各自の連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 網走市企画総務部総務防災課長
乙 社会福祉法人網走市社会福祉協議会事務局長
丙 一般社団法人網走青年会議所専務理事

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙及び丙の連絡責任者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲、乙及び丙の協議の上相互の合意を計り、満了の日翌日からさらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙各自が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月3日

甲	網走市南6条東4丁目 網走市 網走市長 水谷洋一
乙	網走市北11条東1丁目10番地 社会福祉法人網走市社会福祉協議会 会長 鬼塚勝安
丙	網走市南6条西2丁目4番1号 一般社団法人網走青年会議所 理事長 近藤憲治

11 情報伝達手段に関する協定

協定11-(1) 株式会社LIAとの災害発生時等における緊急放送に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と株式会社LIA（以下「乙」という。）は、災害発生時等における緊急割込み放送及び通常割込み放送（以下、「緊急放送」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、網走市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急放送を通じて災害に関する情報を提供し、市民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

用語	内容
(1) 災害発生時等	地震、豪雪、暴風、豪雨、洪水、その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の原因による人的被害や住宅被害が発生し又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体及び財産が損なわれるおそれがある事態をいう。
(2) J-ALERT	自然災害による大規模災害や弾道ミサイルなどによる攻撃から国民の生命を保護するため緊急情報を伝達するシステムをいい、「全国瞬時警報システム」の略である。
(3) 緊急割込み放送	災害発生時等において、甲が緊急割込み装置を利用し、乙の通常放送に割込み、緊急告知防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）を最大音量で起動させて行う放送をいう。
(4) 通常割込み放送	災害発生時等において、甲が緊急割込み装置を利用し、乙の通常放送に割込み、防災ラジオを通常音量で起動させて行う放送をいう。
(5) 災害放送	乙が番組内で行う災害情報に関する放送をいう。

（緊急割込み放送の範囲）

第3条 甲は、次の事項について、緊急割込み放送を行うものとする。

（1）J-ALERT情報

① 国民保護関係	グリラ・特殊部隊攻撃情報 航空攻撃情報 弾道ミサイルに関する情報 大規模テロ情報 キャンセル報（誤報等）	② 緊急地震速報	推定震度4以上
		③ 津波情報	大津波警報 津波警報 津波注意報
		④ 特別警報	

（2）市からの情報

① 避難情報（避難者開設情報を含む場合あり）	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	② その他生命に関わる緊急性の高い情報 ③ 訓練放送
------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

（通常割込み放送の範囲）

第4条 甲は、次の事項について、通常割込み放送を行うものとする。

① 震度3以上の地震情報、震度速報	④ 試験放送
② 網走市内における災害発生時状況に関する情報	⑤ 避難所開設情報
③ 風水害に関する気象情報	⑥ その他市民生活にかかわる緊急放送

（運用）

第5条 甲は必要があると認めるときは、前2条に掲げる範囲において緊急放送を行う。

2 甲は、第3条（2）及び第4条に規定する緊急放送を行う場合、事前に乙に対しその旨を伝えるものとする。ただし、その暇や手段がない場合については、この限りでない。

3 甲は、前二項の規定により緊急放送を行ったときは、乙に対しその実施日時及び実施内容を速やかに文書により報告するものとする。ただし、事前に取り決めがある場合については、この限りでない。

4 乙は、災害等により専用回線が遮断される等により甲の緊急放送ができない場合は、甲の要請に基づき乙が放送の中で災害放送を行う。

（訓練放送等）

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、緊急放送を使用した訓練放送及び試験放送（以下、「訓練放送等」という。）を定期的に実施するものとする。なお、実施日については甲乙協議して決定し、訓練放送等の実施日は、乙は実施日の通常放送の中での周知に努める。

2 第3条（1）のJ-ALERTは、国が全国一斉情報伝達試験を実施するので、実施日が国から甲に通知後は乙に報告し、乙は実施日の通常放送の中での周知に努める。

(設備の役割)

第7条 甲は、緊急放送に必要な装置を網走市役所及び乙の放送局に設置するとともに、緊急放送を行うことができるよう、専用回線で結ぶものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条で規定する甲の緊急放送及び要請による災害放送に要する費用は、甲が負担するものとし、支払金額及び支払方法については、甲乙協議し合意の上、別途、取り決める。

2 甲が所有する緊急放送を行うための装置等に係る維持管理費用は、甲の負担とする。

3 緊急放送及び要請による災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかった場合は、乙は当該広告代理人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

4 第6条で規定する訓練放送等の実施に際し、乙の通常放送の中で周知を行う場合の費用は、甲の負担とする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めておくものとする。

(情報の提供)

第10条 甲は、災害放送の充実のため次の事項について、乙に情報を提供するものとする。

(1) 気象警報	(6) 災害等に伴い発生した小中学校臨時休校、保育園休園及び児童センター等の休館情報
(2) 風水害に関する情報	
(3) 避難情報	(7) 災害等に伴い発生したバス・タクシー・JR運休再開情報
(4) 災害等に伴い発生した道路通行止め・解除情報	
(5) 甲が行った緊急放送	(8) その他市民生活にかかわる緊急情報

(臨時災害放送局)

第11条 乙は、大規模災害の発生により、甲が必要と判断し開設した臨時災害放送局を運営するものとする。

2 前項の場合において、乙は、乙の所有する放送機材を使用するものとする。ただし、災害の発生により乙の所有する放送機材が被災または消失した場合においては、この限りでない。

3 臨時災害放送局の運営経費その他損金については、甲の負担とし、その負担額は状況を鑑み甲乙が協議し定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定が円滑に運営されるよう、定期的に連絡会(年1回、11月開催を基準)を行うものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の4ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、協定期間はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 北海道網走市南6条東4丁目
網走市
網走市長 水谷洋一

乙 北海道網走市潮見1丁目356番地2
株式会社 LIA
代表取締役 早水誠

協定 11-(2) ヤフー株式会社との災害にかかる情報発信等に関する協定

網走市（以下「甲」という）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、甲の区域内に地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害が発生した場合に備え、市民に必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は、次の中から甲および乙両者の協議により具体的な内容および方法について合意したものと実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷軽減を目的として、甲のホームページのキャッシュサイトを乙のヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。
令和元年11月27日

甲：北海道網走市南6条東4丁目

網走市

網走市長 水谷洋一

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

12 北海道消防防災ヘリコプター関係**協定12-1 北海道消防防災ヘリコプター応援協定**

平成8年6月25日

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めるに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

(2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 災害現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

(5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する

資料編 第7部 協定12-1 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

この協定の締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

協定 12-2 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次とおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（5）その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動

（2）航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

（1）陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

（2）航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。
(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請または第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したもの）
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費（現地で調達したもの）
- 2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成29年4月27日締結）

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

附 則（令和2年3月23日締結）

この協定は、令和2年7月1日から施行する。

別 表

地 区	構 成 市 町 等
道 西 地 区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 中 地 区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札 哥 地 区	札幌市
道 北 地 区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とかち広域消防事務組合

様式1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

様式第1号（第4条関係）

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名		
担当者職氏名		
連絡先	TEL	FAX

災害の状況 派遣理由	覚知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災害名								
災害発生状況 措置状況									
派遣を必要とする区域			希望する						
活動内容									
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名) (職・氏名)								
無連絡方法	(周波数) Hz								
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

樣式 3 輸送記錄簿

輸送記録簿

網走市

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 国、都道府県及び市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障原因及び故障箇所を記入すること。

様式4 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

網走市

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

参考1 ヘリコプター発着場所

(令和2年4月1日現在)

場 所	所 在
網走市営陸上競技場	網走市駒場南1丁目8-1
網走消防署 南出張所 消防訓練所	網走市字潮見172番地4

参考2 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

資料編 第7部 参考2 ヘリコプターによる救急患者の緊急輸送手続要領

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

参考3 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時		令和 年 月 日 時 分					
1 要請市町村名		電話		FAX			
担当課・職・氏名		職名		氏名			
2 依頼病院名				電話			
所在地				FAX			
担当医師名・科名		科	担当課 氏名				
3 受入病院名				電話			
所在地				FAX			
担当医師名・科名		科	直通内線番号				
受入病院の了承: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
4 患者氏名		生年月日	年 月 日			歳	
		体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住所				感染症: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
病名				<input type="checkbox"/> 入院中	<input type="checkbox"/> 外來:	月 日	
経過				血圧:	mmHg	脈拍:	回/分
				呼吸:	回/分	体温:	℃
意識レベル(JCS):							
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 (主な理由:))	
気圧変化	<input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ())	
5 受入病院選定理由(①、②のいずれか記載)							
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容:))	
<input type="checkbox"/> ②その他(具体的な理由:))	
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他の		
医師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由:)		
看護師			歳	kg			
付添人			歳	kg	続柄:		
医師・看護師の所属病院: <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名							
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等							
資機材名		有	数量	総重量	要電源	特記事項	
①点滴		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)	
②シリンジポンプ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
④モニター類		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図	<input type="checkbox"/> その他
⑤保育器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑥人工呼吸器		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)	
⑦救急パック		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他		<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引離場所 (現地離着陸場)	依頼病院: 受入病院:			メモ			

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□枠はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

参考4 緊急消防援助隊運用要綱

緊急消防援助隊運用要綱

平成16年3月26日 消防震第19号

改正 平成17年3月30日 消防震第14号（い）

改正 平成18年2月14日 消防応第15号（ろ）

改正 平成18年6月22日 消防応第94号（は）

改正 平成20年7月2日 消防応第109号（に）

改正 平成20年8月27日 消防応第152号（ほ）

改正 平成24年11月28日 消防広第95号

改正 平成26年3月26日 消防広第75号

改正 平成27年3月31日 消防広第74号

改正 平成28年3月30日 消防広第80号

改正 平成29年3月28日 消防広第93号

改正 平成31年3月8日 消防広第35号

改正 令和2年7月17日 消防広第190号

目次

目次

第1章 総則

第2章 編成及び装備等の基準

第3章 出動

第4章 指揮活動

第5章 防災関係機関との連携

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。2
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。

- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防一部事務組合及び広域連合は、一つの市長とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県)大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第○)中隊」、「(○○消防本部)中隊」、「(消火)中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○○)小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部統括指揮支援隊」、「○○消防本部指揮支援隊」、「○○消防本部(○○都道府県)航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。

(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消水中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(N B C 災害即応部隊の編成)

第7条 N B C 災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) N B C 災害即応部隊指揮隊は、N B C 災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) N B C 災害即応部隊は、N B C 災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) N B C 災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(○○消防本部) N B C 災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関する事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関する事務。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関する事務。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関する事務。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関する事務。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関する事務。

(2) 後方支援体制の確立に関する事務。

(3) 関係機関との連絡調整に関する事務。

(4) 緊急消防援助隊の交替に関する事務。

(5) 物資等の搬送計画に関する事務。

(6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関する事務。

(7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関する事務。

(8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関する事務。

(9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関する事務。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事務。

(2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事務。

(3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事務。

(4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事務。

(5) 被災地における通信の確保に関する事務。

(6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事務。

(7) 航空消防活動の支援に関する事務。

(8) 宿営場所の設営に関する事務。

(9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事務。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(N B C 災害即応部隊の出動)

第18条 N B C 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、N B C 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行いうるものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行いうるものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行いうるものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行いうるものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行いうるものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行いうるものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行いうるものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行いうるものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第26条** 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第27条** 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

(2) 隊員の安全管理に関すること。

(3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。

(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

(6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

(7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、N B C災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力をを行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。
ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
 - (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一N B C災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
 - (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続きや運用上遵守すべき事項については、消防庁が別に定める。
 - (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し幅轍が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
- ア 応援要請を行う場合
イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
ウ 新たな災害が発生した場合
エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、D M A T 、ドクターへリ (救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。) 等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるよう、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

- 第39条** 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿營場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
 - 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

- 第40条** 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第41条** 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

- 第42条** この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

周波数名	割当都道府県
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山县、高知県、熊本県

○○都道府県　○○災害に係る緊急消防援助隊運営体制
○○年　月　日　時　分　現在

別記様式1

消防庁			
災害対策本部			
災害対策本部(応急連絡室・監視)	TEL 03-5235-7527	FAX 03-5233-7552	TEL
NTT回線	90-19013	90-19036	
消防防災情報	TEL 03-500-40-46013	FAX 03-500-40-46006	
地図測量局	TEL 03-500-40-46013	FAX 03-500-40-46006	
メールアドレス	disaster@jipm.soumu.go.jp		

○○都道府県

災害対策本部			
担当場所:			
NTT回線	TEL	FAX	TEL
消防防災情報	TEL	FAX	TEL
地図測量局	TEL	FAX	TEL
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	TEL
執行課用監視	所属	所轄	氏名
TEL		TEL	

○○市町村

災害対策本部			
担当場所:			
NTT回線	TEL	FAX	TEL
消防防災情報	TEL	FAX	TEL
地図測量局	TEL	FAX	TEL
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	TEL

○○緊急消防援助隊

○○都道府県大隊			
担当場所:			
大隊長	所属	TEL	TEL
氏名			
総合機動	所属	TEL	TEL
総隊長	氏名		
地方支社本部	所属	TEL	TEL
TEL			

○○緊急消防援助隊

○○都道府県大隊			
担当場所:			
大隊長	所属	TEL	TEL
氏名			
総合機動	所属	TEL	TEL
総隊長	氏名		
地方支社本部	所属	TEL	TEL
TEL			

○○都道府県

都道府県本部			
担当場所:			
NTT回線	TEL	TEL	TEL
消防防災情報	TEL	TEL	TEL
地図測量局	TEL	TEL	TEL
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	TEL
執行課用監視	所属	所轄	氏名
TEL		TEL	

○○都道府県

都道府県本部			
担当場所:			
NTT回線	TEL	TEL	TEL
消防防災情報	TEL	TEL	TEL
地図測量局	TEL	TEL	TEL
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	TEL
執行課用監視	所属	所轄	氏名
TEL		TEL	

海上

○○都道府県大隊			
担当場所:			
大隊長	所属	TEL	TEL
氏名			
総合機動	所属	TEL	TEL
総隊長	氏名		
地方支社本部	所属	TEL	TEL
TEL			

海上

○○都道府県大隊			
担当場所:			
NTT回線	TEL	TEL	TEL
消防防災情報	TEL	TEL	TEL
地図測量局	TEL	TEL	TEL
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	TEL
執行課用監視	所属	所轄	氏名
TEL		TEL	

航空

ヘリベース(HB)			
担当場所:			
NTT回線	TEL	TEL	TEL
消防防災情報	TEL	TEL	TEL
地図測量局	TEL	TEL	TEL
メールアドレス			
HB持運名	所轄	TEL	TEL
HB持運支隊	所轄	TEL	TEL
航空機支隊	所轄	TEL	TEL
TEL			

航空

ヘリベース(HB)			
担当場所:			
NTT回線	TEL	TEL	TEL
消防防災情報	TEL	TEL	TEL
地図測量局	TEL	TEL	TEL
メールアドレス			
HB持運名	所轄	TEL	TEL
HB持運支隊	所轄	TEL	TEL
航空機支隊	所轄	TEL	TEL
TEL			

ヘリベース(FB)			
担当場所:			
FB指揮官	所轄	TEL	TEL
氏名			
TEL			

別記様式2(航空小隊を除く)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	〇〇 年 月 日() 時 分 現在				
災害名					
活動場所	都道府県			市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)	
隊員の負傷	有・無	車両・資機材の損傷		有・無	
上記負傷・損傷の内容					
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊
			合計	隊	
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計
	件数	件	件	件	人
	救助・搬送人数	人	人	人	
	合計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人
		人	人	人	
宿営場所	名称	所在地			
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分			
	活動場所				
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人
	活動内容				
報告者	消防本部	氏名			
	TEL				

311

別記様式2(航空小隊)
消防庁長官 殿

消防厅長官

緊急消防援助活動報告(日報)

13 その他

協定13-（1）災害時における網走市内郵便局・網走市間の協力に関する協定

北海道網走市（以下「甲」という。）と網走市内郵便局（以下「乙」という。）は、網走市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、網走市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱（郵便ポスト）の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項

*避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請があったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その重要性を考慮し、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（防災会議への参加）

第4条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

資料編 第7部 協定13-（1）災害時における網走市内郵便局・網走市間の協力に関する協定

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 網走市企画総務部総務課長

乙 網走郵便局長

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までとする。ただし、

甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2019年3月28日

甲 住所 網走市南六条東四丁目

網走市

代表 網走市長

水 谷 洋 一

乙 住所 網走市南四条東三丁目八

網走市内郵便局

代表 日本郵便株式会社北海道支社長

長 野 善 仁

協定13-(2) 北海道が管理する治山施設の避難経路としての使用に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と網走市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。
(目的)

第1条 この協定は、網走市内において津波が襲来し、又は襲来するおそれがある場合に地域住民等の生命を守るため、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、甲が管理する治山施設の管理用通路等の（以下「施設」という。）を避難経路として乙が使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用用途)

第2条 この協定による施設使用用途は、津波が襲来し、又は襲来するおそれがある場合における避難経路する。

(施設の使用)

第3条 甲は、別表に掲げる施設を無償で乙に使用させるものとする。

(使用の届出)

第4条 乙は、避難経路として使用した場合は、別記第1号様式「施設使用届」を事後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、避難訓練など津波襲来に備えるために、避難経路として施設を使用する場合は、別記第1号様式「施設使用届」を事前に甲に提出するものとする。

(施設変更の通知)

第5条 甲は、施設の改修等により構造の変更が生じる場合、乙に別記第2号様式「施設変更通知書」にて通知するものとする。

2 前項で構造の変更を通知した施設の協定の変更及びこの協定に基づく施設の使用を一時停止することについて、甲乙が協議するものとする。

(施設の点検及び維持管理)

第6条 甲は、避難道路の機能を確保するための施設の点検及び除雪等の維持管理を行わないものとし、乙は、避難経路の機能を確保するための施設の点検及び除雪等の維持管理を必要に応じて行うものとする。

2 乙が施設の点検及び維持管理を行う場合、事前に別記第3号様式「施設内作業届」を甲に提出するものとする。

(施設の異常の報告と協議)

第7条 甲又は乙が施設の破損等による異常を確認した場合は、相手方に別記第4号様式「施設異常報告書」にて報告するものとする。

2 前項で異常を報告した施設の補修及びこの協定に基づく施設の使用を一時停止することについて、甲乙が協議するものとする。

(使用の一時停止と再開)

第8条 第5条又は第7条により、この協定に基づく施設の使用を一時停止する必要がある場合、甲は乙に別記第5号様式「施設使用の一時停止通知書」にて通知し、この協定に基づく施設の使用を一時停止するものとする。

2 前項により使用を一時停止した施設が使用できる状態に場合となった場合、甲は乙に別記第6号様式「施設の再開通知書」にて通知し、この協定に基づく施設の使用の再開するものとする。

(施設破損時の補修)

第9条 乙が施設を使用した際に発生した破損については、自然災害に起因する場合を除き、乙が速やかに補修ものとするものとし、その方法については甲と協議するものとする。

2 前項以外による施設の破損等に対する補修については、甲が実施するものとする。

資料編 第7部 協定13-（2）災害時における応急生活物資の供給に関する協定

(施設使用時の事故等に係る責任)

第10条 甲は、地域住民が施設を使用して発生した事故等に対する責任及び、施設を使用しようとしたときは使用不能であったことに対する責任を一切負わないものとする。

2 乙は、施設の使用にあたって、地域住民等の安全確保に一切の責任を負うものとする。

3 乙は、施設の使用に伴い第三者と紛争が生じたときは、速やかに甲に届け出て、乙の責任において紛争の解決を図るものとする。

(避難経路の周知)

第11条 乙はこの協定により定めた避難経路について、津波避難計画等に反映させ、地域住民等に周知を図るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成35年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日から更に5年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成30年3月19日

甲 北海道知事 高橋 はるみ

乙 網走市長 水谷 洋一

(別表)

網走市避難経路として使用する施設一覧

番号	施設名称	所在地	施設管理者 (所管課)	使用範囲
1	海岸町地区 小規模治山施設	網走市海岸町	オホーツク総合振興局 (産業振興部林務課)	管理用通路

協定 13-(3) 合同容器株式会社との災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定

網走市（以下「甲」という。）と合同容器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、網走市の区域内に地震、豪雨、豪雪、暴風、その他の異常な自然現象、大規模な火事、爆発、停電、その他の大規模な事故によって災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベット）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

（手続き等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に甲は指定する職員にこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙はできる限り暖段はこベットの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むように努めるものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した暖段はこベットの使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り暖段はこベットの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めがない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2部作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和元年8月26日

甲 網走市南6条東4丁目
網走市
市長 水谷洋一
乙 恵庭市北柏木町3丁目39番
合同容器株式会社
代表取締役社長 日野威